

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	児童手当に関する事務

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

台東区は、児童手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都台東区長

## 公表日

令和5年3月17日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	児童手当に関する事務
②事務の概要	<p>家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するよう、児童を養育している者に児童手当を支給する。なお、事務には子育て世帯生活支援特別給付金の支給を含む。個人情報ファイルの対象は地方税関係情報(市町村民税)、住民票関係情報、年金給付関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報</p> <p>&lt;事務の内容&gt;            1 受給者の資格管理に関すること(資格の認定及び喪失、変更届出の受理・確認等)            2 手当の給付に関すること(手当額の決定及び支給・額改定・低所得の子育て世帯生活支援特別給付金等)</p> <p>&lt;ぴったりサービス&gt;            マイナポータルを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する</p> <p>&lt;公金受取口座を活用した給付の実施&gt;            手当の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する</p>
③システムの名称	児童福祉システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
児童手当情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第1 項番56及び項番101</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条及び第74条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><b>【情報照会の根拠】</b>            ・番号法第19条第8号及び別表第2 項番74、75、121            ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条、第40条の2、第59条の4</p> <p><b>【情報提供の根拠】</b>            ・番号法第19条第8号及び別表第2 項番26、30、87、106            ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第53条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	区民部子育て・若者支援課
②所属長の役職名	子育て・若者支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	台東区 総務部総務課文書係 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1055
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	区民部 子育て・若者支援課給付担当 〒110-8615東京都台東区東上野4丁目5番6号 電話03-5246-1232

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]委託しない</span>		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) <span style="float: right;">[ <input type="radio"/> ]提供・移転しない</span>		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 <span style="float: right;">[ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)</span>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するよう、児童を養育している者に児童手当を支給する。個人情報ファイルの対象は地方税関係情報(市町村民税)、住民票関係情報、年金給付関係情報	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するよう、児童を養育している者に児童手当を支給する。なお、事務には子育て世帯生活支援特別給付金の支給を含む。個人情報ファイルの対象は地方税関係情報(市町村民税)、住民票関係情報、年金給付関係情報	事後	子育て世帯生活支援特別給付金の追記
令和4年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1 項番56 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条	・番号法第9条第1項 別表第1 項番56及び項番100 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条及び第73条	事後	子育て世帯生活支援特別給付金の根拠の追記
令和4年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2 項番74、75 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条、第40条の2 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第2 項番26、87 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2 項番74、75、121 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条、第40条の2、第59条の4 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2 項番26、87、106 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第53条	事後	法令改正に伴う変更及び子育て世帯生活支援特別給付金の根拠の追記
令和4年10月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親)の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。個人情報ファイルの対象は障害児入所支援に関する情報、児童福祉法による措置に関する情報、障害者関係情報(身体障害者手帳に関する情報)、障害者関係情報(精神障害者保健福祉手帳に関する情報)、地方税関係情報(道府県民税)、住民票関係情報、障害者自立支援給付関係情報(療養介護、施設入所支援に係るものに限る)、年金給付関係情報、地方公務員災害補償関係情報、特別児童扶養手当関係情報	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭(ひとり親)の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給する。個人情報ファイルの対象は障害児入所支援に関する情報、児童福祉法による措置に関する情報、障害者関係情報(身体障害者手帳に関する情報)、障害者関係情報(精神障害者保健福祉手帳に関する情報)、地方税関係情報(道府県民税)、住民票関係情報、障害者自立支援給付関係情報(療養介護、施設入所支援に係るものに限る)、年金給付関係情報、地方公務員災害補償関係情報、特別児童扶養手当関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報	事前	公金受取口座を活用した公金給付の実施に伴う対象個人情報ファイルの追記
令和5年3月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するよう、児童を養育している者に児童手当を支給する。なお、事務には子育て世帯生活支援特別給付金の支給を含む。個人情報ファイルの対象は地方税関係情報(市町村民税)、住民票関係情報、年金給付関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資するよう、児童を養育している者に児童手当を支給する。なお、事務には子育て世帯生活支援特別給付金の支給を含む。個人情報ファイルの対象は地方税関係情報(市町村民税)、住民票関係情報、年金給付関係情報、公的給付支給等口座登録簿関係情報  <事務の内容> 1 受給者の資格管理に関すること(資格の認定及び喪失、変更届出の受理、確認等) 2 手当の給付に関すること(手当額の決定及び支給・額改定・低所得の子育て世帯生活支援特別給付金等)  <ひびつたりサービス> マイナンバーを通じて利用できるサービス検索・電子申請機能により、届出等の書類を受領する  <公金受取口座を活用した給付の実施> 手当の支給に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する	事前	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し及び表記の整理
令和5年3月6日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	児童福祉システム・庁内連携システム・団体内統合宛名システム・中間サーバー	児童福祉システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能の利用に伴う見直し
令和5年3月6日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第1 項番56及び項番100 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条及び第73条	・番号法第9条第1項 別表第1 項番56及び項番101 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第44条及び第74条	事後	法令改正に伴う修正
令和5年3月6日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2 項番74、75、121 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条、第40条の2、第59条の4 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2 項番26、87、106 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第53条	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2 項番74、75、121 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第40条、第40条の2、第59条の4 【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第2 項番26、30、87、106 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条、第44条、第53条	事後	記載事項の追加に伴う修正